

社会福祉法人福生会 理事長 様

鳥取県中部総合事務所長



平成26年度老人福祉施設指導監査の実施結果について（通知）

老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定される老人福祉施設である軽費老人ホームについて、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第70条の規定に基づき下記のとおり実施した指導監査の結果、改善報告を要する指摘事項が認められました。

については、速やかに是正方針等を決定され、その状況を平成27年1月22日（木）までに別添「平成26年度老人福祉施設指導監査に係る改善状況報告書」により報告してください。

なお、改善報告を要する指摘事項及び改善状況報告の内容については、「鳥取県社会福祉法人及び社会福祉施設等指導監査に係る情報公開要領（平成15年6月13日福第283号）」第4条に基づき公開することとなりますので御承知ください。

記

- 1 監査実施施設 ケアハウス三喜苑
- 2 監査の方法 書面監査
- 3 改善報告を要する指摘事項

当期末支払資金残高については、将来の発生が見込まれる経費を見越して積立てする等により、当該年度の運営費収入の30%以下の保有とすること。

〔指摘根拠〕「H16老発第0312001号」4、「H17第200500062408号県通知」

※ 指摘根拠	
略称	関係法令及び通知等
「H16老発第0312001号」	H16.3.12老発第0312001号「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」
「H17第200500062408号県通知」	H17.9.1第200500062408号「社会福祉法人が経営する軽費老人ホームにおける運営費の運用及び指導について」

担当 福祉保健局福祉企画課高齢者支援担当
 澤田・川本・倉本
 電話 0858-23-3296
 ファクシミリ 0858-23-4803



平成 26 年 12 月 15 日

鳥取県中部総合事務所長 様

施設名: 社会福祉法人 福生会
法人代表者職氏名: 理事長 谷口 隼 弘

平成 26 年度老人福祉施設指導監査に係る改善状況報告書

改善を要する事項	改善措置	改善措置の内容	今後の改善予定
当期末支払資金残高は、当該年度の運営費収入の 30% 以下の確保とする	X		30% を超える場合は、3 月までに積立金の補正を行う。

(記入要領)

- 1 この報告書は、実地指導の実施者である中部総合事務所長（以下「所長」という。）より改善を要する事項を指摘された者が作成し、所長が指定する期日までに報告すること。
- 2 「改善を要する事項」欄は、所長から指摘された改善を要する事項すべてについて記入すること。
- 3 「改善措置」欄は、改善措置を講じた場合には○を、講じていない場合には×を記入すること。
- 4 「改善措置の内容」欄は、「改善措置」欄に○を記入した場合にその内容を箇条書きで記入すること。
- 5 「今後の改善予定」欄については、「改善措置」欄に×を記入した場合に期限を明記して記入すること。